

令和 7 年度孺恋村水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

孺恋村の水道では、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

1. 基本方針

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓）で行い、配水系等ごとに実施します。また、原水についても検査いたします。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ③ 検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- ④ 水質基準項目の検査は、おおむね月 1 回行うこととされている項目については月 1 回、その他の項目は、概ね 3 ヶ月に 1 回とします。
- ⑤ なお、省略可能項目については、過去の検査結果及び、水源付近の環境等を考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

①給水状況

事業名	上 水 道	簡 易 水 道
給水区域	孺恋村大字大笹、大前、鎌原、芦生田の各地区の一部	孺恋村大字田代、干俣、大笹、大前、西窪、門貝、三原、鎌原、袋倉、今井の各地区の一部
計画給水人口	5, 1 0 0 人	1 1, 7 0 0 人
計画一日最大給水量	1 2, 0 0 0 m ³	8, 0 4 5 m ³

②浄水施設の概要

上水道

施 設 名	所 在 地	水 源	施設能力	浄水処理方法
第一浄水場	大字鎌原字湯本	湧水	1,100 m ³ /日	塩素消毒
第二浄水場	大字鎌原字広川原	湧水	2,800 m ³ /日	塩素消毒
第三浄水場	大字大笹字大平	湧水	4,200 m ³ /日	塩素消毒

簡易水道

施 設 名	所 在 地	水 源	施設能力	浄水処理方法
田代配水池	田代字吾妻山	湧水	647 m ³ /日	塩素消毒
古永井配水池	田代字吾妻山	湧水 田代簡水から受水	30 m ³ /日	田代簡水からの受水 100%
干俣配水池	干俣字立坪	湧水	282 m ³ /日	塩素消毒
上ノ貝配水池	干俣字桜沢	湧水	160 m ³ /日	塩素消毒
仁田沢配水池	干俣字熊四郎山	湧水	24 m ³ /日	塩素消毒
大笹配水池	大笹字根津道	湧水	670 m ³ /日	塩素消毒
長井配水池	大笹字神明	湧水	23 m ³ /日	塩素消毒
大平配水池	大笹字大平	湧水	100 m ³ /日	塩素消毒
中原山梨配水池	大笹字中原	湧水	23 m ³ /日	塩素消毒
砂井配水池	大笹字馬洗井戸	湧水	50 m ³ /日	塩素消毒
大前配水池	大前字細原	湧水	576 m ³ /日	塩素消毒
西窪配水池	西窪字上ノ山	湧水 上水道から受水	93 m ³ /日	上水道からの受水 100%
袋倉配水池	袋倉字上之原	湧水	45 m ³ /日	塩素消毒
今井配水池	今井字忠四郎	湧水	126 m ³ /日	塩素消毒
石津配水池	今井字郷路	湧水	80 m ³ /日	塩素消毒
仙之入配水池	今井字郷路	湧水	267 m ³ /日	塩素消毒
三原配水池	三原字唐松窪	湧水	974 m ³ /日	塩素消毒
門貝配水池	門貝字西平	湧水	39 m ³ /日	塩素消毒
万座浄水場	干俣字熊四郎山	表流水	1,584 m ³ /日	急速ろ過方式

3. 原水及び浄水の水質状況

上水道第一浄水場の原水にはフッ素が含まれているが、第三浄水場から送られてくる水との混合により対処しております。

水道水は水質基準をすべて満たしており、安全でおいしい水をお届けしております。

4. 検査地点

上水道

採水は浄水場の系統ごとに給水栓で行います。第一浄水場は芦生田地区の給水栓で採水します。第二浄水場は主に別荘地への給水であるため、末端付近となる孺恋の郷管理事務所で採水しています。第三浄水場からは第一浄水場への送水のみとなりますので、第一浄水場内で採水します。

簡易水道

採水は浄水場の系統ごとに給水栓で行います。

採水場所は、公民館等の公共施設または、各地域の末端付近のお宅で採水させて頂いております。別紙位置図のとおりです。

5. 検査項目

(1) 浄水

① 毎日の検査項目

色、濁り、残留塩素

② 1ヶ月に1回の検査項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）PH値、味、臭気、色度、濁度

③ 概ね3ヶ月に1回の検査項目

・消毒副生成物12項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

・省略可能の項目

省略可能項目（30項目）のうち、過去の検出状況（過去3ヶ年の検査結果が基準値の1／10を超過した項目）により判断した項目

ただし、上記以外の省略可能項目については、水質が良好で安全であることを確認するため、3年に1回検査を実施します。

(2) 原水

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた項目とクリプトスポリジウム指標菌については、3年に1回検査を行います。

6. 検査頻度

(1) 浄水

別紙計画表参照

(2) 原水

採水場所	検査頻度	実施予定
第1上水道	3年に1回	令和7年
第2上水道		
第3上水道		令和8年

採水場所	検査頻度	実施予定	採水場所	検査頻度	実施予定
田代	3年に1回	令和8年度以降	大平	3年に1回	令和7年度5月
大笹			長井		
上ノ貝			石津		
干俣			三原		
大前			万座		
袋倉			門貝		
今井		令和8年度以降			
中原山梨					
砂井					
仙ノ入					
古永井					
仁田沢					

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合には臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源及び、浄水施設に異状があったとき
- ③ 水源周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき
- ④ その他、特に必要があると認められたとき

8. 水質検査の方法

前記 5. (1) の検査項目①（毎日の検査項目）については、嬭恋村役場職員が、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

前記 5. (1) の検査項目②、③、(2)（毎日の検査項目以外の検査）及び臨時の水質検査業務については、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

なお、委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、次の①～④を満たす検査機関にします。

- ① 水質検査結果を客観的に保証するISO9001認証取得検査機関
- ② 水質基準 51 項目すべて自社分析できる検査機関
- ③ 緊急時の水質検査（水質基準項目）において、少なくとも 3 日間で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関
- ④ 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知・通達、及び上水試験方法等によって行う

以上により、本年度の水質検査は群馬県薬剤師会環境衛生試験センターに委託します。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については、ホームページで公表します。また、上下水道課でも閲覧できるようにします。

検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。